

令和2年度国民健康保険税 税率のお知らせ

令和2年度国民健康保険税の税率は、平成31年度（令和元年度）と同率です。

基礎課税分 (被保険者全員)		後期高齢者支援金分 (被保険者全員)		介護納付金分 (40歳から64歳の被保険者)	
所得割率①	8.34%	所得割率⑤	2.22%	所得割率⑨	2.3%
資産割率②	33.66%	資産割率⑥	8.6%	資産割率⑩	7.36%
均等割額③	23,000円	均等割額⑦	6,500円	均等割額⑪	9,000円
平等割額④	24,800円	平等割額⑧	6,800円	平等割額⑫	5,900円

★国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額（上記①～⑫）で計算し、世帯単位で課税されます。

所得割：被保険者の所得に応じて計算 資産割：被保険者の資産に応じて計算

均等割：世帯の被保険者数に応じて計算 平等割：世帯につき計算

★保険税（年額）の上限について、基礎課税分が61万円から63万円へ、介護納付金分が16万円から17万円へ変更となりました。後期高齢者支援金分19万円は前年度と同額です。

令和2年度国民健康保険税軽減制度のお知らせ

一定の所得以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が次のとおり軽減されます。

軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者（特定同一世帯所属者を含む）の所得の合計額
7割軽減	33万円以下の場合
5割軽減	33万円 + $\frac{28.5 \text{万円}}{(\ast 1)} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下の場合
2割軽減	33万円 + $\frac{52 \text{万円}}{(\ast 2)} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下の場合

(※1) 28万円から28.5万円へ軽減対象を拡充。(※2) 51万円から52万円へ軽減対象を拡充。

※世帯主は国民健康保険被保険者でない場合も含まれます。

※「特定同一世帯所属者」とは、同一世帯で国民健康保険から後期高齢者医療制度の被保険者に移行された方で以後その世帯に継続して所属している方です。

※軽減制度の適用には、世帯主および国民健康保険被保険者（特定同一世帯所属者を含む）の前年中の収入の申告が必要となります。収入がない方、非課税収入（遺族年金、障害年金、雇用保険金など）だけの方も申告が必要です。

特例対象被保険者等(非自発的失業者)軽減制度 ※申請が必要です

下記要件のすべてに該当する方が対象です。

- 65歳未満で離職した方
- 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方
- 雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次のいずれかに該当する方
11・12・21・22・23・31・32・33・34

※軽減期間は離職日の翌日の属する年度からその翌年度末までとなります。

【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当（市役所1階）☎ 32・3845 / FAX 33・3401

Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp